



Newsletter

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことや所属弁護士等についてお伝えすることを目的としています。

気になるトピック・ご質問があれば、ぜひお問い合わせ下さい。



今月のひとこと法律メモ

～猛暑の季節、会社に求められる「熱中症」への備え～

これから本格的な夏に入り、厳しい暑さを迎える季節となります（特に今年はエルニーニョ現象により例年より暑くなると予想されているようです）。

さて、このような猛暑の時期、貴社におかれましては、従業員の皆様の「熱中症対策」は万全でしょうか？実は、就業中や通勤中に熱中症を発症した場合、労働災害（労災）と認められるケースが年々増えています。

法律上、会社には従業員が安全に働けるよう配慮する「安全配慮義務」が課されています。もし「適切なエアコン設置を怠った」「十分な水分補給の休憩を与えなかった」など、会社側の対策不足が原因で従業員が重症化してしまった場合、安全配慮義務違反として損害賠償責任を問われるリスクがあります。

これは建設業や製造業などの屋外・現場作業だけでなく、室内のオフィスワークや営業の外回りでも同様です。

【「転ばぬ先の杖」アドバイス】

- ・ 具体的なルール作り：「気温〇度以上での外回りには〇分ごとに休憩を挟む」など、明確な基準を設けることが大切です。
- ・ 声掛けの記録：朝礼などで水分補給を促し、その旨を日報等に一言残しておくだけでも、会社としての配慮の証明になります。

「うちの環境は大丈夫だろうか」と少しでも気になった方は、ぜひお気軽にご相談ください。